

第54回定時株主総会 会場のご案内

【会 場】大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」
東京都品川区北品川五丁目5番15号

【交 通】JR 山手線・JR 埼京線・JR 湘南新宿ライン・りんかい線
「大崎駅」新東口(南改札) 徒歩約5分



1 南改札口を出て左手、新東口へ
南改札Aを出て左手、新東口B方面へとお進みください。

2 1階に降りてください

正面に見えるエレベーターC、または左奥に設置されたエスカレーターDで1階に降りてください。
※エレベーターCをご利用の際は、1階に降りたらUターンしてください。



3 小関橋を渡りさらに直進してください

1階に降り、そのまま直進すると川が見えます。
小関橋を渡し、さらに直進してください。

4 セブンイレブンが1階に入ったビルの3階になります

直進するとスターバックスコーヒーが左手に見えてきます。
小関橋交差点を渡し、セブンイレブンが1階に入ったビルの3階が「大崎ブライトコアホール」です。

アクセス

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



CUBE SYSTEM

株式会社 キューブシステム

(証券コード 2335)

第54回定時株主総会 招集ご通知

開催情報

■日時

2026年6月25日(木曜日)
開会 午前10時(午前9時受付開始)

■場所

東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階
「大崎ブライトコアホール」

■決議事項

議案 取締役7名選任の件

株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、
ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、
ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。

ご出席の際は、裏表紙のご案内をご確認いただき、ご来場ください。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/2335/>



株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、
ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、
ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。



第54回定時株主総会招集ご通知

2026年6月4日

株主の皆様へ

平素より株式会社キューブシステムをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。第54回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社は1972年の創立以来、高度化・多様化する顧客のITニーズに柔軟に対応し、最適なソリューション・サービスの提供に努めてまいりました。また、2021年度より中長期経営ビジョン《VISION 2026》のもと、受託事業に加え、企画型サービスによる事業成長を目指し、SIビジネスの立ち上げやソリューション開発など、ビジネスモデルの変革を進めてまいりました。

その結果、2025年度はDX需要やAI導入支援の活発化を背景に、公共・エネルギー分野での受注が拡大し、増収増益となりました。加えて、プライム事業の高収益化や当社発ソリューションの提供開始など、変革の成果も着実に現れております。

2026年度は《VISION 2026》の最終年度となります。これまで積み重ねてきた取り組みの総仕上げとして、社会課題の解決に向けた挑戦を続け、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう、企業価値の向上に努める所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

東京都品川区大崎二丁目11番1号
株式会社キューブシステム
代表取締役 社長執行役員 中西 雅洋



当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.cubesystem.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「キューブシステム」または「コード」に当社証券コード「2335」を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)より、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

1 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前10時(午前9時受付開始)

2 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」

車いすでご来場の株主様には、会場内専用スペースを設けております。ご来場の際には、スタッフがご案内いたします。

3 目的事項 報告事項 | 1. 第54期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
議決事項 | 議案 取締役7名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

その他のご案内については5頁～6頁記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

交付書面の省略事項について

電子提供措置事項についてインターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

剰余金の配当のお知らせ

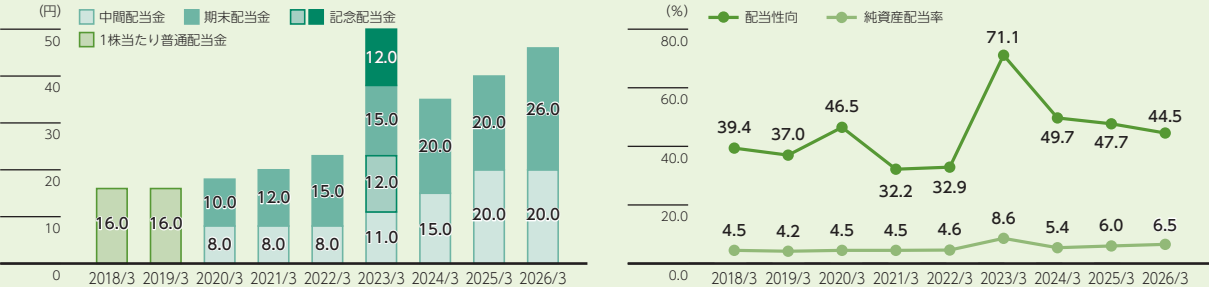
当社は、2017年6月28日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。この当社定款規定に基づき、2026年5月7日開催の当社取締役会におきまして、第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

- ① 期末配当金 1株につき 金26円
- ② 効力発生日ならびに支払開始日 2026年6月5日（金曜日）

なお、口座振込をご指定の方および株式数比例配分方式をご指定の方には、2026年6月4日に「配当金計算書」および「『配当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

上記以外の方には、同日に「配当金領収証」および「配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内（2026年6月5日から2026年7月31日まで）にお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

(参考) 配当金、配当性向および純資産配当率の推移



(ご参考)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(7頁～14頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第54回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスして
いただき、**2026年6月24日(水曜日)午後5時30分**までにご行使ください。
詳しくは、右記をご覧ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ **こちらに、各議案の賛否をご記入ください。**

議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、
ログインIDと仮パスワードが記載されています。

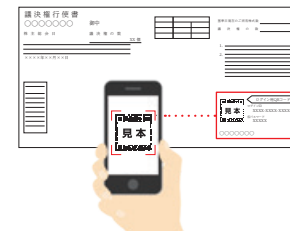
インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。
- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議案および参考事項

議案 | 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(6名)は任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

代表取締役 社長執行役員

なかにし まさひろ

中西 雅洋

再任

■略歴、地位および担当

1982年 4 月

野村コンピュータシステム株式会社
(現株式会社野村総合研究所) 入社

2002年 4 月

同社流通・社会ソリューション
部門事業企画室長

2008年 4 月

同社サービス・産業システム事業本部
業務管理室長

2009年10月

同社中部支社 副支社長

2017年 4 月

当社執行役員

2018年 4 月

当社常務執行役員

2020年 4 月

当社社長執行役員(現任)
CDO(Chief Digital Officer)

2020年 6 月

当社代表取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1958年11月6日生(満67歳)	33,800株	6年(本総会終結時)	17／17回

取締役候補者の選任理由

2017年に当社執行役員に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献しております。また、継続的な事業成長のための経営革新など、常に先進性を求め、技術と創造力を両輪に成長を牽引するとともに、次期経営ビジョンの実現に向けて、強力なリーダーシップを発揮し、経営改革を確実に推し進めております。

以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者いたしました。

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

2

取締役

とちざわ まさき

栃澤 正樹

再任

■略歴、地位および担当

1975年 4 月

野村コンピュータシステム株式会社
(現株式会社野村総合研究所) 入社

2006年 4 月

同社執行役員関西支社長

2008年 4 月

当社執行役員

2008年 6 月

当社取締役

2012年 6 月

当社常務取締役

2015年 6 月

当社取締役 専務執行役員

2020年 4 月

当社取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1953年1月14日生(満73歳)	21,700株	18年(本総会終結時)	17／17回

取締役候補者の選任理由

2008年に当社取締役に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献してまいりました。2020年より非業務執行取締役として、培ってきた経験と実績による多角的な視点をもって、当社経営の適切な意思決定、監督機能の強化に寄与しております。

以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者いたしました。

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

3

取締役

しいの たかお

椎野 孝雄

再任

■略歴、地位および担当

1979年 4 月

株式会社野村総合研究所入社

2000年 6 月

同社取締役

2002年 4 月

同社取締役 常務執行役員

2007年 4 月

同社理事

2007年 5 月

一般社団法人情報サービス産業協会
常任理事

2009年 4 月

日本データセンター協会理事

2010年 7 月

ザ・グリーン・グリッド日本リエゾン
委員会 委員長

2012年 4 月

公益財団法人野村マネジメント・
スクール学長

2012年 6 月

同法人専務理事

2015年 6 月

当社社外取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1954年9月17日生(満71歳)	－株	11年(本総会終結時)	17／17回

取締役候補者の選任理由

長年にわたる企業経営および情報産業に関する豊富な経験、知見を有し、当社取締役会においても、適切かつ有益な助言・提言を行っております。今後は社外、独立役員の種別ではなくなるものの、当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与を期待できることから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者いたしました。

なお、同氏が選任された場合は、本株主総会後の取締役会において取締役会議長に再度選定する予定であります。

重要な兼職の状況

なし

株主総会参考書類

7

8

候補者番号

4

取締役 常務執行役員

おだか　みのる

小高　実

再任



■ 略歴、地位および担当

1999年10月　当社入社

2007年10月　当社執行役員

2018年　4月　当社上席執行役員

2020年　4月　当社常務執行役員

2025年　6月　当社取締役 常務執行役員 (現任)

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1967年3月20日生 (満59歳)	26,600株	1年 (本総会終結時)	13／13回

取締役候補者の選任理由

2007年に当社執行役員に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献しております。また2025年より、取締役兼務執行役員としてV2026の実現のため、執行、監督機能の両面から当社企業価値の向上に貢献してまいりました。以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者いたしました。

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

5

取締役 (社外)

ながた　はなえ

永田　英恵

再任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当

2012年　4月　医師免許取得

2012年　4月　武蔵野赤十字病院入職

2016年　5月　ヤフー株式会社 産業医

2018年　5月　株式会社PhileLife 代表取締役 (現任)

2020年　6月　当社社外取締役 (現任)

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1986年12月5日生 (満39歳)	－株	6年 (本総会終結時)	17／17回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

大手IT企業、食品業、サービス業等、さまざまな業種での産業医として経験があり、職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関する幅広い知見を有し、当社取締役会においても当該分野において有益な助言・提言を行っております。今後も独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与を期待できることから、引き続き社外取締役として適任と判断し、候補者いたしました。なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役職候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

株式会社PhileLife 代表取締役

候補者番号

6

取締役 (社外)

さいとう　たかあき

斎藤　毅文

再任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当

1995年　4月　監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所

1999年　7月　公認会計士登録 (第15348号)

2001年　4月　株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 出向

2012年　7月　有限責任監査法人トーマツ パートナー 就任

2021年　9月　株式会社セットザディレクション 代表取締役 (現任)

2021年11月　斎藤毅文公認会計士事務所 所長 (現任)

2023年　6月　当社社外取締役 (現任)

2024年　5月　株式会社薬王堂ホールディングス 社外取締役 (現任)

2025年　4月　株式会社アダストリア社外取締役

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1971年12月3日生 (満54歳)	－株	3年 (本総会終結時)	17／17回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

公認会計士として企業会計やコーポレートガバナンスに関する幅広い知見を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験・知見を有し、当社取締役会においても、当該分野において有益な助言・提言を行っております。今後も独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与を期待できることから、引き続き社外取締役として適任と判断し、候補者いたしました。なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員長として当社の役職候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

株式会社セットザディレクション 代表取締役
斎藤毅文公認会計士事務所 所長
株式会社薬王堂ホールディングス 社外取締役



候補者番号

7

取締役(社外)

小林 俊範

こばやし としのり

新任

社外

独立

■略歴、地位および担当

1982年 4 月	富士通株式会社入社	2018年 4 月	同理事 パブリックサービスビジネスグループ 副グループ長
2015年 4 月	同執行役員 アウトソーシング事業本部兼インフラサービス事業本部担当	2020年 4 月	株式会社富士通エフサス(現エフサステクノロジーズ株式会社)代表取締役社長
2016年 4 月	同執行役員 アウトソーシング事業本部長兼デジタルビジネスプラットフォーム事業本部担当	2024年 6 月	株式会社エフコム 取締役

生年月日	所有する当社株式の数
1959年4月18日生(満67歳)	一株

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

長年にわたる企業経営および情報産業に関する幅広い知見を有し、当社取締役会においても、独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言、関与が期待できることから、社外取締役として適任と判断し、候補者といいたしました。

なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役職候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

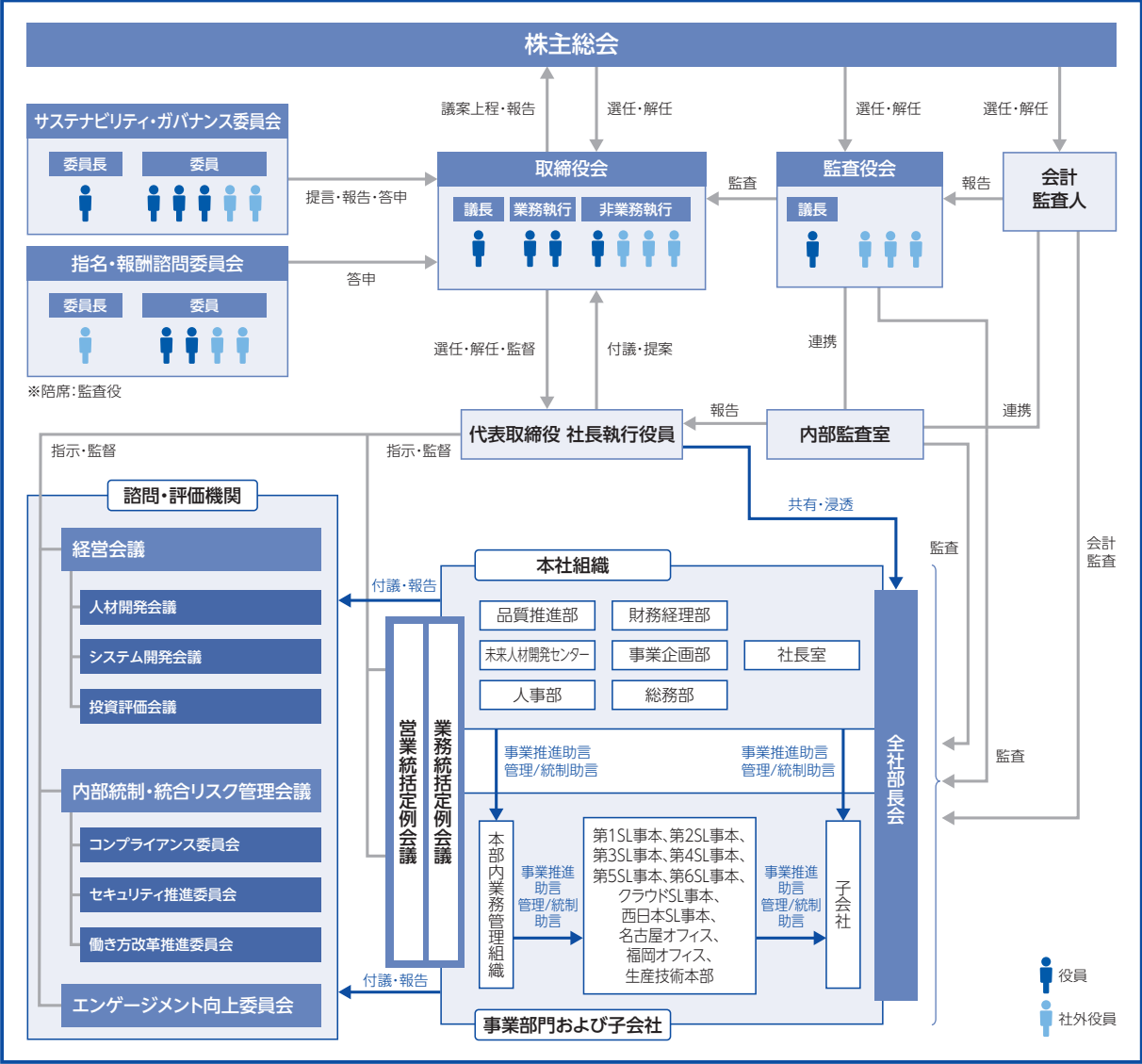
なし



- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永田英恵氏、斎藤毅文氏および小林俊範氏は、社外取締役候補者であります。
3. 椎野孝雄氏、永田英恵氏、斎藤毅文氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づく損害賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項第1号ハおよび第2号に定める最低責任限度額としております。永田英恵氏および斎藤毅文氏の再任が承認された場合、当社は2氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。小林俊範氏の選任が承認された場合、当社は同氏と会社法第427条第1項および定款の規定に基づく損害賠償責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項第1号ハおよび第2号に定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、永田英恵氏、斎藤毅文氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、2氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、小林俊範氏が取締役選任に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

(参 考)

2026年6月25日以降のコーポレート・ガバナンス体制



(参 考)

本定時株主総会において、議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は、以下のとおりです。

当社における地位				性別	特に専門性を発揮できる分野						
氏名 ふりがな					ガバナンス・ 経営管理	法令・ コンプライア ンス	ITサービス	DX・新技術・ コンサル ティング	生産技術・ 品質管理	財務・ サステナ ビリティ	人事・ 人材・ 健康経営
再任	代表取締役 社長執行役員	なかにし 中西	まさひろ 雅洋	男性	●			●	●		
再任	取締役	とちざわ 栃澤	まさき 正樹	男性			●				
再任	取締役	しいの 椎野	たかお 孝雄	男性	●		●	●			
再任	取締役 常務執行役員	おだか 小高	みのる 実	男性		●	●				●
再任	社外取締役	ながた 永田	はなえ 英恵	女性							●
再任	社外取締役	さいとう 斎藤	たかあき 毅文	男性	●	●				●	
新任	社外取締役	こばやし 小林	としのり 俊範	男性	●		●		●		
	常勤監査役	うちだ 内田	としお 敏雄	男性	●				●		●
	社外常勤 監査役	のなか 野中	たつお 達雄	男性		●				●	
	社外監査役	みいだ 三井田	ゆかこ 由香子	女性						●	
	社外監査役	ふくしま 福嶋	みさと 美里	女性	●	●					

スキルの選定理由

ガバナンス・経営管理
適切なコーポレート・ガバナンス体制を維持し、公平かつ効率的な経営に取り組み、重要な意思決定や中長期的な企業価値の向上に資する事業戦略の策定・推進を実現するためには、企業経営・事業戦略全般に関する豊富な専門性・経験が必要なスキルであるため。
法令・コンプライアンス
社員一人ひとりが自立したビジネスパーソンとして、すべてのステークホルダーからの信頼に応え、健全で持続的な企業価値の向上を実現するためには、企業活動の根本である法令遵守・コンプライアンスの徹底に関する知見が必要なスキルであるため。
ITサービス
当社の基盤となるSIビジネスやエンハンスビジネスに十分な理解を持ち、持続可能なサービスを提供し、顧客ビジネスの発展に貢献するためには、これらITサービスに関する豊富な専門性・経験が必要なスキルであるため。
DX・新技術・コンサルティング
顧客視点で社会課題の解決に資する経験を持ち、全社的なデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を実現するためには、先進技術の活用に関する経験やコンサルティングの知見が必要なスキルであるため。
生産技術・品質管理
当社の基本方針である「顧客第一主義」を基準に、お客さまの満足を得る高品質なサービス提供を実現するためには、生産技術によるものづくりと品質を確保するための知見が必要なスキルであるため。
財務・サステナビリティ
顧客が直面する社会課題を事業機会として位置づけ、持続的な成長を目指し、必要な投資の実行を実現するためには、健全で強固な財務基盤を支える財務会計に関する知見が必要であるため。
人事・人材・健康経営
社員の挑戦や自己実現を支援する人事制度の改革や新しい働き方の提案、ブランド価値向上等を実現させ、持続的成長への基盤固めを実現するためには、人事・人材開発・労務に関する豊富な専門性・経験が必要なスキルであるため。

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴う所得の向上や、インバウンドの増加に伴う消費拡大、新政権の経済対策への期待感の醸成により、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の政策変更や中東情勢の緊迫化等による世界経済の不確実性は予断を許さない状況となっており、資源・原材料価格の高騰ならびに物価の上昇等、依然として先行きが不透明な状況となっております。

このような状況の中、顧客の高付加価値化や人材不足を背景としたDX(ビジネス変革・プロセス変革)需要は引き続き堅調に推移し、AIやクラウドを活用した情報化投資も継続しております。一方で、IT人材不足の長期化に伴う受注機会の損失や人件費の増加により、収益環境への影響が懸念されます。

当社グループにおきましては、SIビジネスおよびデジタルビジネスにおいて、公共分野やエネルギー分野での受注が拡大する中、リソースの最適化や生産体制の確保、業容拡大に向けた施策を実施してまいりました。大規模案件において体制構築および生産性の面が追い付かず不採算となったものの、プライム向け事業では高収益化を実現しました。また、退職給付の割引率変更に伴う人件費の減少および政策保有株式の保有方針に基づく投資有価証券の売却を実施しました。

その結果、当連結会計年度における業績は売上高18,498百万円(前期比0.8%増)、営業利益は1,558百万円(同12.9%増)、経常利益は1,581百万円(同13.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,564百万円(同24.0%増)となりました。

所在地別のセグメントの業績は、CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.、上海求歩信息系统有限公司を連結の範囲に含めておりますが、当連結会計年度における本邦の売上高が、全セグメントの売上高の合計に占める割合の90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,300百万円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

連結業績

売上高	営業利益	親会社株主に帰属する当期純利益
184.9億円	15.5億円	15.6億円
前期比 0.8%▲	前期比 12.9%▲	前期比 24.0%▲

(2) 財産および損益の状況

区 分	第50期 (2021年度)	第51期 (2022年度)	第52期 (2023年度)	第53期 (2024年度)	第54期 (当連結会計年度) (2025年度)
売 上 高 (百万円)	16,099	16,325	18,021	18,351	18,498
営 業 利 益 (百万円)	1,417	1,452	1,536	1,380	1,558
売 上 高 営 業 利 益 率 (%)	8.8	8.9	8.5	7.5	8.4
経 常 利 益 (百万円)	1,432	1,480	1,590	1,393	1,581
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	944	989	1,067	1,261	1,564
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	69.82	70.35	70.39	83.81	103.37
R O E (%)	13.8	11.8	10.8	12.0	14.0
総 資 産 (百万円)	10,064	12,547	13,487	14,366	14,901
純 資 産 (百万円)	7,214	9,616	10,133	10,874	11,404
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	531.14	634.29	668.41	722.27	751.46
自 己 資 本 比 率 (%)	71.2	76.6	75.1	75.7	76.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,015	891	1,044	255	767
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△134	△304	△259	△68	371
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△324	1,102	△672	△780	△521

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社北海道キューブシステム	53百万円	100.0%	システムソリューション・サービス
CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.	600千米ドル	100.0%	システムソリューション・サービス
上海求歩信息系统有限公司	6,500千人民元	100.0%	システムソリューション・サービス

(4) 対処すべき課題

当社が属する情報サービス産業は、顧客サービスの高付加価値化ならびに人材不足を背景としたDX需要が継続しており、AI技術を活用した情報化投資やその導入支援が活発化しております。また、レガシーな基幹システムのクラウドへの移行や利便性向上を目的としたシステム構築に対するニーズは依然として高く、事業・業務の活性化に向けたAIサービスの本格的活用やクラウドサービス利用の拡大に伴い、今後もIT投資は拡大する見通しです。さらに、DX化の進展に伴い、システムの性能や信頼性の向上が課題として浮き彫りになり、サイバーセキュリティ対策の需要が一層高まっております。一方で、長期化するIT人材の不足から生じる受注機会の損失や人材獲得競争の激化に起因する人件費の増加により、収益環境が悪化する懸念があります。

当社グループでは、「サステナビリティ基本方針」のもと、企業価値の向上と社会課題の解決の両立を目指し、サステナビリティ経営を遂行しております。中長期経営ビジョン《VISION2026》の実現に向けて事業基盤および経営基盤の整備を進め、2024年度から2026年度までの第2次中期経営計画において、飛躍的な事業成長に取り組んでおります。

このような状況を踏まえ、当社グループが優先的に取り組むべき重点施策は、以下のとおりです。

重点施策

1) 事業の成長

当社は、これまで培ってきた強みと実績を基に、デジタルビジネス、SIビジネス、エンハンスビジネスの3つを事業の軸として展開しております。第2次中期経営計画では、受託ビジネスにおける「Sier向け事業」「プライム向け事業」と企画ビジネスの「サービス提供事業」の3つの事業スタイルを通じてお客様に価値を提供し、事業成長を加速させてまいります。

- 受託ビジネス
 - ・Sier向け事業
 - ・プライム向け事業
- 企画ビジネス
 - ・サービス提供事業

受託ビジネスにおける「Sier向け事業」では、主要Sierとの協業を基軸に、大規模案件の獲得やワンストップサービスの推進を図るとともに、レガシーシステムのモダナイゼーションへの対応や生成AIを活用したSI・エンジニアリング対応による差別化を通じて、事業領域の拡大を進めます。

また、モダナイゼーション協業パターンの確立や横串組織との連携強化を通じた受注拡大を図るとともに、顧客の大型化や市場環境の変化を捉え、当社の強みであるソフトウェアエンジニアリング力を生かしつつ、幅広い業種・業務や新たな技術領域への挑戦を継続していきます。

さらに、見積・提案からプロジェクト実行までのプロセスや契約形態、サービスモデルの見直しを進め、付加価値の高いサービス提供を通じて収益性の向上を目指します。

「プライム向け事業」では、受注規模の拡大と収益性向上の両立を目指し、既存プライム顧客との関係性を一層強化するとともに、新規顧客の獲得にも取り組みます。経営課題に直結するテーマに対してコンサルティング視点を取り入れた提案活動を行い、若手メンバーも含めた組織的な営業・提案体制を構築することで、既存案件の拡大と将来の成長につながる顧客基盤の形成を進めてまいります。

企画ビジネスにおける「サービス提供事業」では、クラウド活用の高度化や仮想化基盤を取り巻く環境変化に対応し、国内企業のIT基盤変革を支えるサービスの提供を目指します。マルチクラウド移行や仮想基盤リフトを中心としたテクニカルクラウド独自サービスの展開を進めるとともに、クラウドベンダーやソリューションベンダーとの協業を強化し、多様なビジネス課題に応えるプロフェッショナルサービスを提供していきます。

あわせて、当社発の人的資本サービス『H・CUBiC[※]』の事業化を推進し、新たな付加価値および収益モデルの確立に取り組みます。

※当社が構想する人的資本サービス。人的資本経営をトータルに支援するサービスとして、人材情報管理システム、AI技術を活用した分析ソリューション、人材・組織の価値向上支援プロダクトから構成されている。

2) 事業基盤の強化

事業成長を加速・促進するための事業基盤の強化は、当社グループにとって重要な経営課題です。特に、以下4点の分野を成長の軸と位置付け、重点的に取り組んでまいります。

- 研究投資
- 協業推進
- 生産体制の拡充
- 品質の強化

①研究投資

研究投資では、顧客ニーズや市場動向を的確に捉え、アンソロピックに代表される安全性・信頼性を重視したAI動向などの市場変化を踏まえつつ、AIを中心とした先進技術の活用と実装を重視した研究活動を展開します。全社横断で設定した中期的投資テーマに基づき、生産性向上や生産技術の高度化、新たな事業機会の創出に直結する研究テーマを選定し、研究プロジェクトを推進します。

また、新たに設置したAI推進室を中心に、先進的なAI技術の実装・運用を通じてビジネス変革と生産性向上を牽引し、AIの価値を事業成果に結びつけていきます。プロトタイプ的设计・検証・実証を通じた実践的な技術ノウハウの蓄積を進めるとともに、研究成果の早期事業適用やサービス化を図ります。加えて、ソフトウェアエンジニアリングを基盤とした生産技術やAI活用技術の知的資産化を進め、持続的な競争優位性の確立につなげてまいります。

②協業推進

協業推進では、主要Sierとの連携を深化させ、当社の強みを生かせる領域への集中を図ります。協業テーマの具体化や役割分担の明確化を通じて、社会課題や高度化する顧客ニーズに対応した付加価値

の高いサービス提供を進めます。

また、上流から下流までをワンストップで担うソフトウェアエンジニアリング力を中核に、担当領域の拡大や生産技術革新、生産性向上に取り組み、開発後のエンハンスも含めた長期的な価値提供を通じて顧客との関係性強化を図ります。社内では提案力強化研修や営業ナレッジの共有を継続し、全社一丸で協業価値の最大化に取り組んでまいります。

③生産体制の拡充

生産体制の拡充では、生産革新の強化を軸に、生産性に対応力の向上を図ります。全社横断でリソースの最適配置を進めるとともに、国内各拠点において先進技術の活用やプロセス改善への投資を継続し、効率的な生産性の強化と安定化に取り組めます。

さらに、子会社への発注強化や人材育成、役割分担の明確化を通じて、内製・グループ連携による生産体制を高度化します。あわせて、ビジネスパートナーとの協業を通じた品質水準の底上げを図り、ニアショア・オフショアを含む多様な生産リソースを活用した柔軟な生産基盤を構築してまいります。

④品質の強化

品質の強化では、不採算・トラブルプロジェクトの撲滅を最優先課題と位置付けています。高難度プロジェクトのリスクを早期に検知・コントロールすることに一層努めます。見積・計画段階から技術リスクおよび体制充足状況を厳格に確認し、本部QMSおよび全社QMSを有効に機能させ、層別に統制することで実効性を高めます。

また、プロジェクト監理システムを活用した情報可視化や完了報告の定着を通じ、プロジェクト管理とフォローを徹底します。加えて、プライム事業・サービス事業の拡大やAI活用を見据え、品質標準プロセスおよび品質管理ノウハウの体系化を進め、持続的な品質向上を図ってまいります。

3) 経営基盤の強化

当社グループは、事業を支える経営基盤の強化・構築は重要な経営課題と位置付け、第2次中期経営計画においては、以下の3点に注力します。

- 人的資本の充実
- 内部統制/ガバナンス
- 企業風土改革

①人的資本の充実

人的資本の充実では、V2026第2次中期経営計画の最終年度として、事業成長と生産性向上を持続的に支える人的資本経営の高度化を推進してまいります。「量的拡大」「質的充実」「意欲の向上」の三つを柱とし、事業戦略と一体となった人材施策を通じて、組織全体の競争力強化を図ります。

量的拡大においては、新卒・中途採用の両面で採用チャネルの多様化を進め、事業成長に必要な人材を計画的に確保してまいります。加えて、採用後の早期戦力化を重要課題と捉え、育成・配置を含めたオンボーディングの高度化を図ることで、現場における即応力の向上につなげてまいります。

質的充実においては、若手・中堅・リーダー層それぞれに応じた育成体系を整備し、計画的な人材育成を推進します。特に、次世代を担う若手リーダーの育成や、専門性を発揮するスペシャリスト人材、

プロジェクトを牽引するマネジメント人材の強化を通じて、組織力の底上げを図ってまいります。また、社員一人ひとりのキャリア志向に寄り添った育成計画の運用や、学習機会の提供を通じ、主体的な能力開発を後押ししてまいります。

意欲の向上においては、評価・報酬制度の適切な運用を通じて、社員が安心して挑戦できる環境づくりに努めてまいります。あわせて、ウェルビーイング経営および健康経営の推進により、社員の働きがいとエンゲージメントの向上を図り、成長実感を持ちながら継続的に活躍できる基盤の構築を進めてまいります。

②内部統制/ガバナンス

内部統制/ガバナンスでは、事業環境の変化や社会的要請の高度化を踏まえ、公正かつ効率的な経営を支えるガバナンス体制の実効性向上に取り組んでまいります。経営の監督・モニタリング機能を強化するとともに、迅速かつ適切な意思決定を可能とする体制整備を進めることで、持続的な企業価値の向上を目指します。

特に、事業戦略、人事戦略、品質・セキュリティ、コンプライアンスといった重要領域については、経営層による関与と牽制を通じてリスクコントロールを徹底し、経営判断の質の向上につなげてまいります。また、内部統制の仕組みが現場レベルまで確実に機能するよう、継続的な点検と改善を行い、実効性あるガバナンスの定着を図ります。

さらに、災害、パンデミック、地政学的リスク、サイバーセキュリティ脅威などを想定した事業継続プログラム(BCP)の高度化を進め、非常時においても事業を継続できる体制の強化に取り組んでまいります。これらの施策を通じて、社会やステークホルダーから信頼される経営基盤の確立を目指してまいります。

③企業風土改革

企業風土改革では、経営理念を起点に、社員一人ひとりが自立的に考え行動し、事業活動を通じて社会価値を創出する企業文化の醸成を目指します。企業価値の向上と社会課題解決を両立するため、役職や立場を問わず共通の価値観を持ち、主体的に行動できる風土づくりを推進してまいります。

その基盤となるコンプライアンスについては、単なる法令遵守にとどまらず、会社に関わるすべてのステークホルダーの信頼に応えるための行動規範と位置付け、日常業務の中で実践される意識醸成に努めてまいります。また、多様性を尊重し、協調と挑戦が両立する職場環境の整備を通じて、組織全体の活力向上を図ります。

加えて、ウェルビーイング経営の考え方のもと、社員と会社が共に成長し成果を分かち合える関係性の構築を目指します。地域社会への貢献、環境に配慮した経営、人権尊重といった取り組みも企業活動の重要な要素と位置付け、持続可能な社会の実現に貢献する企業風土の定着を図ってまいります。

これらの施策により、2027年3月期の連結業績の見通しにつきましては、売上高20,000百万円(前期比8.1%増)、営業利益1,800百万円(同15.5%増)、経常利益1,810百万円(同14.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,500百万円(同4.1%減)を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

- コンピューターソフトウェアの開発および販売
- コンピューターによる事務計算および技術計算の受託
- コンピューターシステムの運営管理の受託

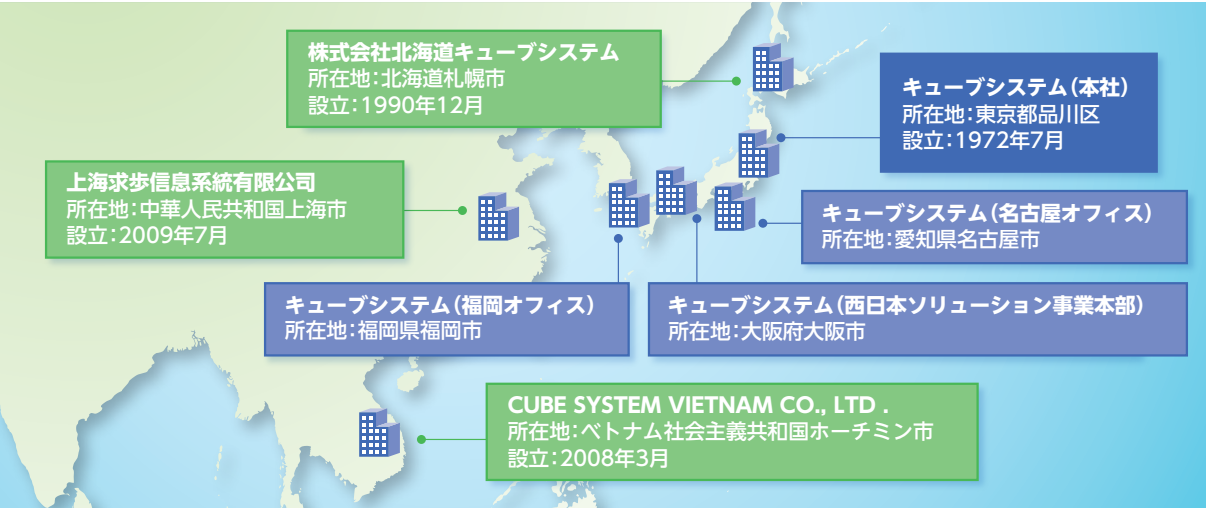
(6) 企業集団の主要拠点 (2026年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都品川区
西日本ソリューション事業本部	大阪府大阪市中央区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

② 子会社

株式会社北海道キューブシステム	北海道札幌市中央区
CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市
上海求歩信息系统有限公司	中華人民共和国 上海市



(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
938 (31) 名	20名増 (3名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に当連結会計年度末における期末人員を内数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
704 (25) 名	2名増 (1名減)	34.0歳	8.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に当事業年度末における期末人員を内数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	130百万円
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

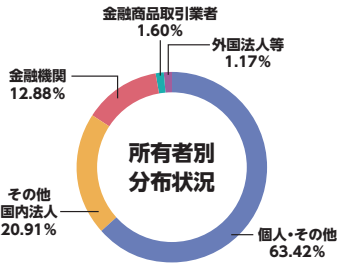
- ① 発行可能株式総数22,364,000株
- ② 発行済株式の総数15,747,178株
(自己株式2,822株を除く)
- ③ 株主数11,538名
(前期末比1,054名増)
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	3,178,600株	20.18%
キューブシステム従業員持株会	1,494,299株	9.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,077,100株	6.83%
崎山 富子	593,250株	3.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75824口)	403,582株	2.56%
小貫 明美	401,400株	2.54%
崎山 美歌	388,025株	2.46%
田邊 真智子	308,025株	1.95%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	215,100株	1.36%
内田 敏雄	198,980株	1.26%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」及び「株式会社ESOP信託口」において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75824口、株式付与ESOP信託口・80049口)所有の当社株式570,132株を含んでおりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	中 西 雅 洋	社長執行役員
取締役	栃 澤 正 樹	
取締役	小 高 実	常務執行役員
取締役	椎 野 孝 雄	
取締役	永 田 英 恵	株式会社PhileLife 代表取締役
取締役	斎 藤 毅 文	株式会社セットザディレクション 代表取締役 斎藤毅文公認会計士事務所 所長 株式会社薬王堂ホールディングス 社外取締役
常勤監査役	内 田 敏 雄	CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD. Supervisor 上海求歩信息系統有限公司 監事
常勤監査役	野 中 達 雄	
監査役	三井田 由香子	三井田公認会計士事務所 所長 一般社団法人善 理事
監査役	福 嶋 美 里	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 カウンセル 弁護士

(注) 1. 取締役椎野孝雄氏、取締役永田英恵氏および取締役斎藤毅文氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役野中達雄氏、監査役三井田由香子氏および監査役福嶋美里氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役野中達雄氏、監査役三井田由香子氏および監査役福嶋美里氏は、以下のとおり、財務および会計ならびに企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役野中達雄氏は、経営する上での財務的視点やノウハウ、専門性の高い見識を有しております。
・監査役三井田由香子氏は、内部統制構築、経営管理組織の構築アドバイザーの高い知識を有しております。
・監査役福嶋美里氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコーポレート・ガバナンスに関する高い知見を有しております。
4. 取締役会長崎山収氏は、2025年7月16日をもって逝去により退任いたしました。
5. 取締役椎野孝雄氏、取締役永田英恵氏、取締役斎藤毅文氏、常勤監査役野中達雄氏および監査役三井田由香子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の各取締役および各監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害が補填されることとなります。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、執行役員を含む取締役等の報酬等の内容に係る決定方針について、2024年度から2026年度を対象とする中期経営計画に即した業績連動指標の設定や、役位ごとの固定変動比率の見直し等の変更を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は役員の役割・責任に対する固定報酬で、経済・社会の情勢および同業他社の水準を考慮し、中期経営計画の初年度に報酬テーブルの見直しを行い決定します。社外役員は客観的立場での監査、監督・助言を行う役割であることから基本報酬のみとしています。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は賞与(短期インセンティブ)および株式報酬(中期インセンティブ)で構成します。賞与は執行役員への賞与を含めて連結営業利益の10%以内とし、当該事業年度の業績の達成率、前年度比、経営を取り巻く環境等を総合的に勘案し決定します。株式報酬は中長期の経営目標(財務・非財務)に対する達成度に応じて年度ごとに付与される役位別ポイントの累計に相当する株式を中期経営計画の最終年度終了後に交付します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に中期インセンティブとして株式報酬制度を導入しています。

d. 報酬等の割合に関する方針

非業務執行取締役および監査役に対する報酬は、すべて固定報酬としております。社内取締役に対する固定報酬のうち10%を上限として退職給付型の株式報酬を支給します。業務執行取締役に対する報酬は、固定報酬の割合を60%～70%、業績連動報酬の割合を30%～40%としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬……期初に年額を決定し、12分の1を毎月支給
退職給付型株式報酬……当該事業年度終了後の一定の時期に役位に応じたポイントを付与し、退任時に累積ポイント数(1ポイント=100株)に対し、一定の割合は株式を付与、残りは換価処分した相当額の金銭として給付
賞与……事業年度終了後の一定の時期に支給
業績連動型株式報酬……中期経営計画の目標(財務・非財務)に対する当該事業年度の達成度に応じて毎年ポイントを付与し、中期経営計画の最終年度終了後に累積ポイント数に対し、一定の割合は株式を付与、残りは換価処分した相当額の金銭として給付

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個別報酬額は、取締役会から一任を受けている取締役会長が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社全体の業績を踏まえて決定します。取締役会長崎山収氏の逝去後は、代表取締役社長執行役員中西雅洋氏が同様の方法により決定しています。

基本報酬は、各取締役の責任および役割に応じて決定します。各取締役に期待する役割については、選任時に指名・報酬諮問委員会へ報告されています。

賞与は、業績への貢献度等を勘案して決定します。各取締役に対する評価結果については、年度終了後に代表取締役より指名・報酬諮問委員会へ報告されています。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

役員報酬は、取締役会の諮問に基づき指名・報酬諮問委員会で審議されます。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を受けて報酬を決定します。指名・報酬諮問委員会は独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成することで、報酬決定プロセスの透明性、妥当性を確保しています。当事業年度は、指名・報酬諮問委員会を8回開催しております。報酬等に関する議案としては、当事業年度の賞与および株式報酬の付与ポイントならびに翌事業年度の報酬の種類別予算の審議についての検討を行いました。

2) 当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数
		固定報酬		業績連動報酬		左記のうち、 非金銭報酬等	
		基本報酬	退任時交付型 株式報酬	賞与 (短期業績連動)	株式報酬 (中期業績連動)		
取締役 (うち社外取締役)	155 (31)	129 (31)	7 (－)	7 (－)	10 (－)	18 (－)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	40 (19)	40 (19)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	195 (51)	169 (51)	7 (－)	7 (－)	10 (－)	18 (－)	11名 (6名)

(注) 1. 上表には、2025年7月16日に逝去した取締役1名を含んでおります。
2. 使用人を兼務している取締役はおりません。
3. 業績連動報酬等の算定方法は「1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2001年6月28日開催の第29回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
また、金銭報酬とは別枠で、取締役および執行役員を対象に信託型株式報酬として2021年6月23日開催の第49回定時株主総会において、株式付与ポイントの上限を年2,100ポイント以内、3事業年度の上限を340百万円以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2001年6月28日開催の第29回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
6. 賞与の個人への配分は、基本報酬を算定の基礎とし、単年度業績(財務・非財務)への貢献度に応じて決定しております。貢献度の評価は代表取締役が実施し、個人への配分を決定します。評価結果は指名・報酬諮問委員会で報告されます。

6 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 取締役永田英恵氏は、株式会社PhileLifeの代表取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 取締役斎藤毅文氏は、株式会社セットザディレクションの代表取締役および斎藤毅文公認会計士事務所の所長ならびに株式会社薬王堂ホールディングスの社外取締役であります。
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役三井田由香子氏は、三井田公認会計士事務所の所長および一般社団法人善の理事であります。
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役福嶋美里氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のカウンセル 弁護士であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 椎野孝雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、期中より議長として議事運営を担いました。主に企業経営および情報産業に関する専門の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保に寄与しました。 また、指名・報酬諮問委員会においては、期中まで委員長として、期中以降は委員として当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席するとともに、サステナビリティ・ガバナンス委員会の委員としても当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 永田英恵	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に様々な業種で産業医として職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関する幅広い知見、ならびに人間支援工学の分野に関する専門性を元に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 斎藤毅文	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士として企業会計やコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会においては、期中より委員長として議事運営を担い、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しました。さらに、サステナビリティ・ガバナンス委員会の委員として当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
常勤監査役 野 中 達 雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 主に財務に関する経営管理の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 三井田由香子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 主に財務および会計に関する専門的な知識や内部統制構築、経営管理組織の構築アドバイザーの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 福 嶋 美 里	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 主に弁護士として企業法務に関する専門的な知識やコーポレート・ガバナンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 1. 取締役椎野孝雄氏は、2025年6月26日開催の当社第53回定時株主総会後の取締役会において議長に任命され、また、当該株主総会後の指名・報酬諮問委員会において、委員長から委員に変更されております。
2. 取締役斎藤穀文氏は、2025年6月26日開催の当社第53回定時株主総会後の指名・報酬諮問委員会において、委員長に任命されております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称
- 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額	40百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務にかかる報酬等の額	6百万円
合計	47百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
- 当社は有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務・税務デューディリジェンス等にかかる業務を委託しております。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針
- 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
- 該当事項はありません。
- ⑥ 補償契約の内容の概要等
- 該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用、および持続的な高い成長力を示す重要な経営目標として、ROE14%以上を掲げております。
当社は、株主の皆様への利益還元を上場企業の責務であると考え、経営の最重要課題と認識しており、業績向上に邁進し、安定配当・時価総額の増大を図ることで株主資産価値の向上を目指しています。
配当については、持続的な成長のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への還元として連結配当性向50%を目安に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。
当事業年度の期末配当金については、上記の方針および業績などを総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、2026年5月7日開催の取締役会決議により1株につき26円とさせていただきます。なお、中間配当金1株当たり20円と合わせまして、年間配当金は1株当たり46円となりました。
内部留保資金につきましては、従業員の採用・育成や新技術の獲得、ソリューションを開発するための研究開発費用および開発拠点の拡充等に充当する予定です。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 2026年3月31日現在
資 産 の 部	
流動資産	10,896
現金及び預金	6,846
売掛金	3,509
契約資産	185
有価証券	99
仕掛品	0
貸倒引当金	△0
その他	255
固定資産	4,005
有形固定資産	469
建物	359
その他	110
無形固定資産	42
投資その他の資産	3,493
投資有価証券	1,495
退職給付に係る資産	1,287
その他	710
資産合計	14,901

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当期 2026年3月31日現在
負 債 の 部	
流動負債	2,736
買掛金	800
短期借入金	230
未払法人税等	372
契約負債	19
賞与引当金	469
役員賞与引当金	7
受注損失引当金	180
その他	657
固定負債	759
株式報酬引当金	225
株式給付引当金	66
資産除去債務	291
繰延税金負債	100
その他	75
負債合計	3,496
純 資 産 の 部	
株主資本	10,775
資本金	1,400
資本剰余金	1,491
利益剰余金	8,430
自己株式	△546
その他の包括利益累計額	629
その他有価証券評価差額金	451
為替換算調整勘定	47
退職給付に係る調整累計額	129
純資産合計	11,404
負債純資産合計	14,901

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期 2025年4月1日から2026年3月31日まで
売上高	18,498
売上原価	14,201
売上総利益	4,296
販売費及び一般管理費	2,738
営業利益	1,558
営業外収益	40
受取利息	5
受取配当金	14
消費税差額	4
投資事業組合運用益	11
その他	5
営業外費用	17
支払利息	2
為替差損	9
支払手数料	2
会員権解約損	2
経常利益	1,581
特別利益	496
投資有価証券売却益	462
受取保険金	34
特別損失	38
弔慰金	33
固定資産除却損	5
税金等調整前当期純利益	2,039
法人税、住民税及び事業税	530
法人税等調整額	△54
当期純利益	1,564
親会社株主に帰属する当期純利益	1,564

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 2026年3月31日現在
資 産 の 部	
流動資産	10,307
現金及び預金	6,376
売掛金	3,397
契約資産	173
有価証券	99
その他	259
固定資産	3,811
有形固定資産	419
建物	315
器具及び備品	102
土地	1
無形固定資産	41
ソフトウェア仮勘定	38
その他	3
投資その他の資産	3,350
投資有価証券	1,495
関係会社株式	94
関係会社出資金	74
前払年金費用	1,042
その他	643
資産合計	14,118

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当期 2026年3月31日現在
負 債 の 部	
流動負債	2,667
買掛金	833
短期借入金	230
未払金	297
未払費用	202
未払法人税等	352
契約負債	14
預り金	29
賞与引当金	429
役員賞与引当金	7
受注損失引当金	180
その他	90
固定負債	670
繰延税金負債	39
株式報酬引当金	225
株式給付引当金	63
資産除去債務	272
その他	70
負債合計	3,337
純 資 産 の 部	
株主資本	10,328
資本金	1,400
資本剰余金	1,494
資本準備金	1,339
その他資本剰余金	155
利益剰余金	7,980
利益準備金	23
その他利益剰余金	7,956
別途積立金	125
新事業開拓事業者投資 損失準備金	18
繰越利益剰余金	7,813
自己株式	△546
評価・換算差額等	451
その他有価証券評価差額金	451
純資産合計	10,780
負債純資産合計	14,118

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期 2025年4月1日から2026年3月31日まで
売上高	17,550
売上原価	13,514
売上総利益	4,036
販売費及び一般管理費	2,592
営業利益	1,443
営業外収益	237
受取利息	2
有価証券利息	4
受取配当金	211
投資事業組合運用益	11
その他	7
営業外費用	19
支払利息	2
支払手数料	2
為替差損	7
消費税差額	4
会員権解約損	2
経常利益	1,661
特別利益	496
投資有価証券売却益	462
受取保険金	34
特別損失	38
弔慰金	33
固定資産除却損	5
税引前当期純利益	2,119
法人税、住民税及び事業税	500
法人税等調整額	△72
当期純利益	1,691

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社キューブシステム
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐野明宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井則彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キューブシステムの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューブシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に

表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2026年5月15日
株式会社キューブシステム 取締役会御中		
有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐野 明 宏	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井 則彦	
監査意見		
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キューブシステムの2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。		
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任		
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営		

者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社キューブシステム 監査役会

常 勤 監 査 役	内 田 敏 雄 ㊞
常 勤 監 査 役（社外監査役）	野 中 達 雄 ㊞
監 査 役（社外監査役）	三井田 由香子 ㊞
監 査 役（社外監査役）	福 嶋 美 里 ㊞

取締役体制(2026年6月25日付)



後列
社外取締役 斎藤 毅文
社外取締役 永田 英恵
社外取締役 小林 俊範

前列
取締役 椎野 孝雄
代表取締役 中西 雅洋
取締役 栃澤 正樹
取締役 小高 実

監査役体制(2026年6月25日付)



監査役 三井田 由香子
常勤監査役 内田 敏雄
常勤監査役 野中 達雄
監査役 福嶋 美里

■ 業務執行体制(2026年4月1日付)



前列	執行役員	執行役員	執行役員	執行役員	
	井上 敦夫	野村 宗史	大田 亮	宮崎 信人	
中列	上席執行役員	上席執行役員	常務執行役員	常務執行役員	上席執行役員
	森 克也	北垣 浩史	藍原 広治	金井 進	米田 敏
後列	常務執行役員	常務執行役員	社長執行役員	常務執行役員	常務執行役員
	熊谷 謙吉	飯田 賢一郎	中西 雅洋	西村 秀明	小高 実

■ 会社概要

社名	株式会社キューブシステム
設立	1972年7月5日
資本金	14億円
年商	184億円(2026年3月期、連結)
従業員数	988名(2026年4月1日現在、連結)
上場取引所	東京証券取引所プライム市場
本社	東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウイズタワー
子会社	株式会社北海道キューブシステム CUBE SYSTEM VIETNAM CO., LTD. 上海求歩信息系統有限公司

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
上記基準日	毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。
配当金受領株主確定日	毎年3月31日(中間配当を行う場合は9月30日)
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711(通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告 (当社ホームページ https://www.cubesystem.co.jp/ に掲載。) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

- (ご注意)
- 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
 - 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
 - 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。